

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年6月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601280号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700050号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年4月25日の標準賞与額を10万円、平成20年8月5日の標準賞与額を9万8,000円、同年12月26日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成19年4月25日、平成20年8月5日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年4月25日、平成20年8月5日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成19年4月
②平成20年8月
③平成20年12月

A社に勤務した期間のうち請求期間①、②及び③の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与の支払を受け、当時の賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された賞与支給明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は9万8,000円、請求期間③は5万円とすることが必要である。

また、賞与の支給日については、B社から提出された預金通帳の写しから判断すると、請求期間①は平成19年4月25日、請求期間②は平成20年8月5日、請求期間③は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、各請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700027号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700052号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を33万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、請求期間の賞与明細書として請求者から提出された「2期賞与分」、平成27年12月7日に同社から年金事務所へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は請求期間に同社から33万9,697円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(33万9,000円)に基づく厚生年金保険料(3万476円)を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601266号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA法人B保育園(以下「B保育園」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年4月頃から昭和49年4月頃まで

B保育園に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B保育園において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、請求者がB保育園に勤務していたことは認められるところ、B保育園から提出された請求者に係る履歴書によると、「昭和49年4月C学院D科卒業予定」と記載されており、請求者は当該学院に通っているときは、B保育園に勤務していなかった旨陳述している。

また、B保育園において、請求者が一緒に勤務していたと記憶する同僚は、昭和49年4月から勤務したとし、請求者もほぼ同じ時期から勤め始めた旨陳述している。

さらに、B保育園の事業主は、請求期間当時の資料等はない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、請求者は、B保育園と経営者が同一であったE法人F保育園(以下「F保育園」という。)の事業所別被保険者名簿において、請求期間後の昭和49年4月17日から昭和50年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は請求者のF保育園における雇用保険の加入記録と符合しているが、請求者はF保育園に勤務したことはない旨陳述しているところ、B保育園が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年7月1日であり、B保育園の事業主は、それまではF保育園が、両保育園を一体として運営、管理しており、昭和52年7月からは、それぞれが独立し、一事業所として運営するようになった旨回答してい

る。

また、B保育園において厚生年金保険被保険者資格を昭和52年7月1日に取得し、同日以前からB保育園に勤務していたとする複数の同僚に係る同日以前の厚生年金保険被保険者記録も、F保育園の事業所別被保険者名簿において確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601271号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年6月1日から昭和56年6月1日まで

請求期間のうち、厚生年金保険被保険者記録のある事業所に勤めていた期間を除く期間に、私の父が経営していたA社に期間労働者として、少なくとも合わせて3年くらい勤務していた。父から厚生年金保険に加入していると言われていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録によると、資格喪失年月日は不明であるものの、昭和54年12月20日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間のうち、一部期間は同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社について、適用事業所検索システム及びオンライン記録により事業所検索を行ったが、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者が請求期間当時の同社の事業主であったとする父親は、請求期間に厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができない。

また、A社は既に解散しており、請求期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。